

静岡県告示第308号

介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱（平成27年静岡県告示第687号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

別表1 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業の項に次のように加える。

大規模 修繕の 際に併 せて行 う介護 ロボッ ト・I CTの 導入に 係る事 業	(1) 大規模特別養護老人ホーム及び併設する 短期入所生活介護事業所	定員1人当たり	420,000円
	(2) 認知症高齢者グループホーム		

別表1 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業の項中

「大規模特別養護老人ホーム」を

「大規模特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所」に改め、同項に次のように加える。

介護施設等における看取り環境の整備に係る事業であって、知事が別に定める要	大規模特別養護老人ホーム	1施設当たり	3,500,000円
--------------------------------------	--------------	--------	------------

件を満たすもの			
---------	--	--	--

別表1 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業の項に次のように加える。

ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニングに係る事業であって、知事が別に定める要件を満たすもの	(1) 大規模特別養護老人ホーム	1 か所当たり	1,000,000円
	(2) 大規模介護老人保健施設		
	(3) 大規模介護医療院		
	(4) 大規模介護療養型医療施設		
	(5) 大規模養護老人ホーム		
	(6) 大規模軽費老人ホーム		
	(7) 大規模有料老人ホーム		
	(8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅		
	(9) 大規模短期入所生活介護事業所		
	(10) 大規模短期入所療養介護事業所		
	(11) 地域密着型特別養護老人ホーム		
	(12) 小規模介護老人保健施設		
	(13) 小規模介護医療院		
	(14) 小規模介護療養型医療施設		
	(15) 小規模養護老人ホーム		
	(16) 小規模軽費老人ホーム		
	(17) 認知症高齢者グループホーム		
	(18) 小規模多機能型居宅介護事業所		
	(19) 看護小規模多機能型居宅介護事業所		
	(20) 小規模有料老人ホーム		
	(21) 小規模サービス付き高齢者向け住宅		
	(22) 小規模短期入所生活介護事業所		
	(23) 小規模短期入所療養介護事業所		
	(24) 生活支援ハウス		
従来型個室・多床室のゾーニングに係る事業で	(1) 大規模特別養護老人ホーム	1 か所当たり	6,000,000円
	(2) 大規模介護老人保健施設		
	(3) 大規模介護医療院		
	(4) 大規模介護療養型医療施設		
	(5) 大規模養護老人ホーム		
	(6) 大規模軽費老人ホーム		
	(7) 大規模有料老人ホーム		

あつて、知事が別に定める要件を満たすもの	<ul style="list-style-type: none"> (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅 (9) 大規模短期入所生活介護事業所 (10) 大規模短期入所療養介護事業所 (11) 地域密着型特別養護老人ホーム (12) 小規模介護老人保健施設 (13) 小規模介護医療院 (14) 小規模介護療養型医療施設 (15) 小規模養護老人ホーム (16) 小規模軽費老人ホーム (17) 認知症高齢者グループホーム (18) 小規模多機能型居宅介護事業所 (19) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (20) 小規模有料老人ホーム (21) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (22) 小規模短期入所生活介護事業所 (23) 小規模短期入所療養介護事業所 (24) 生活支援ハウス 		
2方向から出入りできる家族面会室の整備に係る事業であつて、知事が別に定める要件を満たすもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模軽費老人ホーム (7) 大規模有料老人ホーム (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅 (9) 大規模短期入所生活介護事業所 (10) 大規模短期入所療養介護事業所 (11) 地域密着型特別養護老人ホーム (12) 小規模介護老人保健施設 (13) 小規模介護医療院 (14) 小規模介護療養型医療施設 (15) 小規模養護老人ホーム (16) 小規模軽費老人ホーム (17) 認知症高齢者グループホーム (18) 小規模多機能型居宅介護事業所 	1施設当たり	3,500,000円

(19) 看護小規模多機能型居宅介護事業所		
(20) 小規模有料老人ホーム		
(21) 小規模サービス付き高齢者向け住宅		
(22) 小規模短期入所生活介護事業所		
(23) 小規模短期入所療養介護事業所		
(24) 生活支援ハウス		

別表1備考1の表に次のように加える。

大規模修繕	<p>本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次のいずれかに該当する整備をすること。</p> <p>(1) 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事</p> <p>(2) 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事</p> <p>※ 一定年数は、おおむね10年とする。</p>
-------	--

別表2の2(1)から(3)までを次のように改める。

(1) 事業者に補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
創設し、増床し、改築し、又は増改築する施設の開設準備に係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模軽費老人ホーム (4) 大規模養護老人ホーム (5) 大規模介護付きホーム	静岡県計画に基づいて整備する施設等の円滑な開設又は既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費又は委託料であって、知事が別に定める要件を満たすもの。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める地方公務員の給与に充てる経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (3) その他施設開設準備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費	別表1に掲げる基準単価により算出された額	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額
大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入に係る事業	大規模特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所	静岡県計画に基づく施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費であって、知事が別に定める要件を満たすもの。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 地方公務員法に定める地方公務員の給与に充てる経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (3) その他大規模修繕の際に併せ		に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)以内

		て行う介護ロボット・ICTの 導入に関する事業として適当と 認められない事業に係る経費	
--	--	---	--

(2) 事業者に補助する市町に対して補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
創設し、増床し、改築し、又は増改築する施設の開設準備に係る事業	(1) 地域密着型特別養護老人ホーム (2) 認知症高齢者グループホーム (3) 小規模多機能型居宅介護事業所 (4) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (6) 訪問看護事業所 (7) 施設内保育施設	静岡県計画及び市町計画に基づいて整備する施設等の円滑な開設、既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換又は介護療養型老人保健施設から介護医療院への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費又は委託料であつて、知事が別に定める要件を満たすものについて、市町が補助するのに要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。	別表1に掲げる基準単価により算出された額	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)以内
介護療養型医療施設から介護老人保健施設等へ転換する施設の開設準備に係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模軽費老人ホーム (5) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (6) 小規模介護老人保健施設 (7) 小規模介護医療院 (8) 小規模軽費老人ホーム (9) 認知症高齢者グループホーム (10) 小規模多機能型居宅介護事業所 (11) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (12) 生活支援ハウス (13) 有料老人ホーム (14) サービス付き高齢者向け住宅	(1) 地方公務員法に定める地方公務員の給与に充てる経費 (2) 他の国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (3) その他施設開設準備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費		
介護療養型老	(1) 大規模介護医療院 (2) 小規模介護医療院			

<p>人保健 施設か ら介護 医療院 へ転換 する施 設の開 設準備 に係る 事業</p>				
<p>大規模 修繕の 際に併 せて行 う介護 ロボッ ト・I C Tの 導入に 係る事 業</p>	<p>認知症高齢者グループホーム</p>	<p>静岡県計画及び市町計画に基づく施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・I C Tの導入に必要な経費であって、知事が別に定める要件を満たすもの。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 地方公務員法に定める地方公務員の給与に充てる経費</p> <p>(2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費</p> <p>(3) その他大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・I C Tの導入に関する事業として適当と認められない事業に係る経費</p>		

(3) 市町等に補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
創設し、増床し、改築し、又は増改築する施設の開設準備に係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模軽費老人ホーム (4) 大規模養護老人ホーム (5) 大規模介護付きホーム (6) 地域密着型特別養護老人ホーム (7) 認知症高齢者グループホーム (8) 小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (10) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (11) 訪問看護事業所 (12) 施設内保育施設	静岡県計画及び市町計画に基づいて整備する施設等の円滑な開設、既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換又は介護療養型老人保健施設から介護医療院への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費又は委託料であって、知事が別に定める要件を満たすもの。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 地方公務員法に定める地方公務員の給与に充てる経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (3) その他施設開設準備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費	別表1に掲げる基準単価により算出された額	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内
介護療養型医療施設から介護老人保健施設等へ転換する施設の開設準備に係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模軽費老人ホーム (5) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (6) 小規模介護老人保健施設 (7) 小規模介護医療院 (8) 小規模軽費老人ホーム (9) 認知症高齢者グループホーム (10) 小規模多機能型居宅介護事業所	(1) 地方公務員法に定める地方公務員の給与に充てる経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (3) その他施設開設準備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費	別表1に掲げる基準単価により算出された額	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内

	<ul style="list-style-type: none"> (11) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (12) 生活支援ハウス (13) 有料老人ホーム (14) サービス付き高齢者向け住宅 		
介護療養型老人保健施設から介護医療院へ転換する施設の開設準備に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大規模介護医療院 (2) 小規模介護医療院 		
大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大規模特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (2) 認知症高齢者グループホーム 	<p>静岡県計画及び市町計画に基づく施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費であって、知事が別に定める要件を満たすもの。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地方公務員法に定める地方公務員の給与に充てる経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (3) その他大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入に関する事業として適当と認められない事業に係る経費 	

別表2の3(1)を次のように改める。

(1) 事業者に補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
特別養護老人ホーム(多床室に係る部分に限る。)をプライバシーの保護のため改修する事業	大規模特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所	<p>静岡県計画に基づく施設等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。)。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 既に実施している事業に係る経費</p> <p>(2) 他の国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費</p> <p>(3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に係る経費</p> <p>(4) 職員の宿舎、車庫又は倉庫を建設する事業に係る経費</p> <p>(5) その他ユニット化等の改修に関する事業として適当と認められない事業に係る経費</p>	別表1に掲げる基準単価(別表3区分欄に掲げる区分につき、同表の対象施設の種類欄に掲げる対象施設が静岡県計画に記載される場合は、同表の加算額の欄に掲げる額を加えたもの)により算出された額	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)以内
介護施設等における	大規模特別養護老人ホーム	静岡県計画に基づく看取り環境の整備に必要な工事費又は工事請負費(これらと同等と認められる委		

<p>看取り環境の整備に係る事業</p>		<p>託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。)、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）、需要費（修繕費）、使用料及び賃借料又は備品購入費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 既に実施している事業に係る経費</p> <p>(2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費</p> <p>(3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に係る経費</p> <p>(4) 職員の宿舎、車庫又は倉庫を建設する事業に係る経費</p> <p>(5) その他看取り環境整備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費</p>		
----------------------	--	---	--	--

別表2の3(3)中 「大規模特別養護老人ホーム」 を 「大規模特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所」

に、

<p>介護療養型老人保健施設から介護医療院へ転換</p>	<p>(1) 大規模介護医療院</p> <p>(2) 小規模介護医療院</p>			
------------------------------	---	--	--	--

創設をし、転換改築をし、又は転換改修をする事業				
-------------------------	--	--	--	--

を

介護療養型老人保健施設から介護医療院へ転換創設をし、転換改築をし、又は転換改修をする事業	(1) 大規模介護医療院 (2) 小規模介護医療院			
介護施設等における看取り環境の整備に係る事業	大規模特別養護老人ホーム	静岡県計画及び市町計画に基づく看取り環境の整備に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は		

		<p>工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。)、需要費(修繕料)、使用料及び賃借料又は備品購入費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 既に実施している事業に係る経費</p> <p>(2) 他の国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費</p> <p>(3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に係る経費</p> <p>(4) 職員の宿舎、車庫又は倉庫を建設する事業に係る経費</p> <p>(5) その他看取り環境整備に関する事業として相当と認められない事業に係る経費</p>	
--	--	---	--

」

に改める。

別表2の4(1)から(3)までを次のように改める。

(1) 事業者に補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
介護施設等の消毒・洗浄に係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模軽費老人ホーム (7) 大規模有料老人ホーム (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅 (9) 訪問介護事業所 (10) 訪問入浴介護事業所 (11) 訪問看護事業所 (12) 訪問リハビリテーション事業所 (13) 大規模通所介護事業所 (14) 通所リハビリテーション事業所 (15) 大規模短期入所生活介護事業所 (16) 大規模短期入所療養介護事業所 (17) 居宅介護支援事業所 (18) 福祉用具貸与事業所 (19) 福祉用具販売事業所 (20) 居宅療養管理指導事業所	感染が疑われる者が発生した場合に、介護施設等を消毒・洗浄するために必要な需用費（消耗品費）、役務費（手数料）又は委託料。ただし、消毒・洗浄に関する事業として適当と認められない事業に係る経費を除く。	別表1に掲げる基準単価により算出された額	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内
簡易陰圧装置の設置に係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模軽費老人ホーム (7) 大規模有料老人ホーム	簡易陰圧装置を設置するために必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、	別表1に掲げる基準単価により算出された額。ただし、知事	

	<ul style="list-style-type: none"> (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅 (9) 大規模短期入所生活介護事業所 (10) 大規模短期入所療養介護事業所 	<p>通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。)及び備品購入費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (2) その他簡易陰圧装置設置に関する事業として適当と認められない事業に係る経費 	<p>が認められた額を上限とする。</p>
換気設備の設置に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模軽費老人ホーム (7) 大規模有料老人ホーム (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅 (9) 大規模短期入所生活介護事業所 (10) 大規模短期入所療養介護事業所 	<p>換気設備を設置するために必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。)及び備品購入費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (2) その他換気設備設置に関する事業として適当と認められない事業に係る経費 	<p>別表1に掲げる基準単価により算出された額</p>
ユニット型施設の各	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 	<p>感染拡大防止のためのゾーニング環境等を整備するために必要な工事費又は工事請負費（これらと同</p>	

<p>ユニットへの玄関室設置によるゾーニングに係る事業</p>	<p>(4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模軽費老人ホーム (7) 大規模有料老人ホーム (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅 (9) 大規模短期入所生活介護事業所 (10) 大規模短期入所療養介護事業所</p>	<p>等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。)、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）及び備品購入費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費</p> <p>(2) その他感染拡大防止のためのゾーニング環境等整備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費</p>		
<p>従来型個室・多床室のゾーニングに係る事業</p>	<p>(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模軽費老人ホーム (7) 大規模有料老人ホーム (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅 (9) 大規模短期入所生活介護事業所 (10) 大規模短期入所療養介護事業所</p>			
<p>2方向から出入りできる家族面会</p>	<p>(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム</p>			

室の整備に係る事業	(6) 大規模軽費老人ホーム (7) 大規模有料老人ホーム (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅 (9) 大規模短期入所生活介護事業所 (10) 大規模短期入所療養介護事業所			
-----------	---	--	--	--

(2) 事業者に補助する市町に対して補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
介護施設等の消毒・洗浄に係る事業	(1) 地域密着型特別養護老人ホーム (2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模介護療養型医療施設 (5) 小規模養護老人ホーム (6) 小規模軽費老人ホーム (7) 認知症高齢者グループホーム (8) 小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (10) 小規模有料老人ホーム (11) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (12) 夜間対応型訪問介護事業所 (13) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (14) 地域密着型通所介護事業所 (15) 認知症対応型通所介護事業所 (16) 小規模短期入所生活介護事業所 (17) 小規模短期入所療養介護事業所 (18) 地域包括支援センター (19) 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所 (20) 生活支援ハウス	感染が疑われる者が発生した場合に、介護施設等を消毒・洗浄するために必要な需用費（消耗品費）、役務費（手数料）又は委託料について、市町が補助するのに要する経費。ただし、消毒・洗浄に関する事業として適当と認められない事業に係る経費を除く。	別表1に掲げる基準単価により算出された額	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内
簡易陰圧装置の設置	(1) 地域密着型特別養護老人ホーム (2) 小規模介護老人保健施設	簡易陰圧装置を設置するために必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分	別表1に掲げる基準単価に	

<p>に係る事業</p>	<p>(3) 小規模介護医療院 (4) 小規模介護療養型医療施設 (5) 小規模養護老人ホーム (6) 小規模軽費老人ホーム (7) 認知症高齢者グループホーム (8) 小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (10) 小規模有料老人ホーム (11) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (12) 小規模短期入所生活介護事業所 (13) 小規模短期入所療養介護事業所 (14) 生活支援ハウス</p>	<p>担金及び適当と認められる購入費等を含む。)、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）及び備品購入費について、市町が補助するのに要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (2) その他簡易陰圧装置設置に関する事業として適当と認められない事業に係る経費</p>	<p>より算出された額。ただし、知事が認めた額を上限とする。</p>
<p>換気設備の設置に係る事業</p>	<p>(1) 地域密着型特別養護老人ホーム (2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模介護療養型医療施設 (5) 小規模養護老人ホーム (6) 小規模軽費老人ホーム (7) 認知症高齢者グループホーム (8) 小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (10) 小規模有料老人ホーム (11) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (12) 小規模短期入所生活介護事業所 (13) 小規模短期入所療養介護事業</p>	<p>換気設備を設置するために必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）及び備品購入費について、市町が補助するのに要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費</p>	<p>別表1に掲げる基準単価により算出された額</p>

	<p>所</p> <p>(14) 生活支援ハウス</p>	<p>(2) その他換気設備設置に関する事業として適当と認められない事業に係る経費</p>		
<p>ユニット型施設の各ユニットへの玄関設置によるゾーニングに係る事業</p>	<p>(1) 地域密着型特別養護老人ホーム</p> <p>(2) 小規模介護老人保健施設</p> <p>(3) 小規模介護医療院</p> <p>(4) 小規模介護療養型医療施設</p> <p>(5) 小規模養護老人ホーム</p> <p>(6) 小規模軽費老人ホーム</p> <p>(7) 認知症高齢者グループホーム</p> <p>(8) 小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(10) 小規模有料老人ホーム</p> <p>(11) 小規模サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>(12) 小規模短期入所生活介護事業所</p> <p>(13) 小規模短期入所療養介護事業所</p> <p>(14) 生活支援ハウス</p>	<p>感染拡大防止のためのゾーニング環境等を整備するために必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）及び備品購入費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費</p> <p>(2) その他感染拡大防止のためのゾーニング環境等整備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費</p>		
<p>従来型個室・多床室のゾーニングに係る事業</p>	<p>(1) 地域密着型特別養護老人ホーム</p> <p>(2) 小規模介護老人保健施設</p> <p>(3) 小規模介護医療院</p> <p>(4) 小規模介護療養型医療施設</p> <p>(5) 小規模養護老人ホーム</p> <p>(6) 小規模軽費老人ホーム</p> <p>(7) 認知症高齢者グループホーム</p> <p>(8) 小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(10) 小規模有料老人ホーム</p>	<p>(2) その他感染拡大防止のためのゾーニング環境等整備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> (11) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (12) 小規模短期入所生活介護事業所 (13) 小規模短期入所療養介護事業所 (14) 生活支援ハウス 			
<p>2方向から出入りできる家族面会室の整備に係る事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域密着型特別養護老人ホーム (2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模介護療養型医療施設 (5) 小規模養護老人ホーム (6) 小規模軽費老人ホーム (7) 認知症高齢者グループホーム (8) 小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (10) 小規模有料老人ホーム (11) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (12) 小規模短期入所生活介護事業所 (13) 小規模短期入所療養介護事業所 (14) 生活支援ハウス 			

(3) 市町等に補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
介護施設等の消毒・洗浄に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模軽費老人ホーム (7) 大規模有料老人ホーム (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅 (9) 訪問介護事業所 (10) 訪問入浴介護事業所 (11) 訪問看護事業所 (12) 訪問リハビリテーション事業所 (13) 大規模通所介護事業所 (14) 通所リハビリテーション事業所 (15) 大規模短期入所生活介護事業所 (16) 大規模短期入所療養介護事業所 (17) 居宅介護支援事業所 (18) 福祉用具貸与事業所 (19) 福祉用具販売事業所 (20) 居宅療養管理指導事業所 (21) 地域密着型特別養護老人ホーム (22) 小規模介護老人保健施設 (23) 小規模介護医療院 (24) 小規模介護療養型医療施設 (25) 小規模養護老人ホーム (26) 小規模軽費老人ホーム (27) 認知症高齢者グループホーム 	<p>感染が疑われる者が発生した場合には、介護施設等を消毒・洗浄するために必要な需用費（消耗品費）、役務費（手数料）又は委託料。ただし、消毒・洗浄に関する事業として適当と認められない事業に係る経費を除く。</p>	<p>別表1に掲げる基準単価により算出された額</p>	<p>補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内</p>

	<p>(28) 小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(29) 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(30) 小規模有料老人ホーム</p> <p>(31) 小規模サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>(32) 夜間対応型訪問介護事業所</p> <p>(33) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p> <p>(34) 地域密着型通所介護事業所</p> <p>(35) 認知症対応型通所介護事業所</p> <p>(36) 小規模短期入所生活介護事業所</p> <p>(37) 小規模短期入所療養介護事業所</p> <p>(38) 地域包括支援センター</p> <p>(39) 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所</p> <p>(40) 生活支援ハウス</p>		
<p>簡易陰圧装置の設置に係る事業</p>	<p>(1) 大規模特別養護老人ホーム</p> <p>(2) 大規模介護老人保健施設</p> <p>(3) 大規模介護医療院</p> <p>(4) 大規模介護療養型医療施設</p> <p>(5) 大規模養護老人ホーム</p> <p>(6) 大規模軽費老人ホーム</p> <p>(7) 大規模有料老人ホーム</p> <p>(8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>(9) 大規模短期入所生活介護事業所</p> <p>(10) 大規模短期入所療養介護事業所</p> <p>(11) 地域密着型特別養護老人ホーム</p>	<p>簡易陰圧装置を設置するために必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）及び備品購入費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 他の国庫負担（補助）制度に</p>	<p>別表1に掲げる基準単価により算出された額。ただし、知事が認めた額を上限とする。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (12) 小規模介護老人保健施設 (13) 小規模介護医療院 (14) 小規模介護療養型医療施設 (15) 小規模養護老人ホーム (16) 小規模軽費老人ホーム (17) 認知症高齢者グループホーム (18) 小規模多機能型居宅介護事業所 (19) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (20) 小規模有料老人ホーム (21) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (22) 小規模短期入所生活介護事業所 (23) 小規模短期入所療養介護事業所 (24) 生活支援ハウス 	<p>より、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費</p> <p>(2) その他簡易陰圧装置設置に関する事業として適当と認められない事業に係る経費</p>	
換気設備の設置に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模軽費老人ホーム (7) 大規模有料老人ホーム (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅 (9) 大規模短期入所生活介護事業所 (10) 大規模短期入所療養介護事業所 (11) 地域密着型特別養護老人ホーム (12) 小規模介護老人保健施設 (13) 小規模介護医療院 (14) 小規模介護療養型医療施設 	<p>換気設備を設置するために必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）及び備品購入費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費</p> <p>(2) その他換気設備設置に関する</p>	別表1に掲げる基準単価により算出された額

	<ul style="list-style-type: none"> (15) 小規模養護老人ホーム (16) 小規模軽費老人ホーム (17) 認知症高齢者グループホーム (18) 小規模多機能型居宅介護事業所 (19) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (20) 小規模有料老人ホーム (21) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (22) 小規模短期入所生活介護事業所 (23) 小規模短期入所療養介護事業所 (24) 生活支援ハウス 	<p>事業として適当と認められない事業に係る経費</p>	
<p>ユニット型施設の各ユニットへの玄関設置によるゾーニングに係る事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模軽費老人ホーム (7) 大規模有料老人ホーム (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅 (9) 大規模短期入所生活介護事業所 (10) 大規模短期入所療養介護事業所 (11) 地域密着型特別養護老人ホーム (12) 小規模介護老人保健施設 (13) 小規模介護医療院 (14) 小規模介護療養型医療施設 (15) 小規模養護老人ホーム (16) 小規模軽費老人ホーム (17) 認知症高齢者グループホーム 	<p>感染拡大防止のためのゾーニング環境等を整備するために必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）及び備品購入費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (2) その他感染拡大防止のためのゾーニング環境等整備に関する事業として適当と認められない 	

	<ul style="list-style-type: none"> (18) 小規模多機能型居宅介護事業所 (19) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (20) 小規模有料老人ホーム (21) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (22) 小規模短期入所生活介護事業所 (23) 小規模短期入所療養介護事業所 (24) 生活支援ハウス 	事業に係る経費		
従来型個室・多床室のゾーニングに係る事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模軽費老人ホーム (7) 大規模有料老人ホーム (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅 (9) 大規模短期入所生活介護事業所 (10) 大規模短期入所療養介護事業所 (11) 地域密着型特別養護老人ホーム (12) 小規模介護老人保健施設 (13) 小規模介護医療院 (14) 小規模介護療養型医療施設 (15) 小規模養護老人ホーム (16) 小規模軽費老人ホーム (17) 認知症高齢者グループホーム (18) 小規模多機能型居宅介護事業所 (19) 看護小規模多機能型居宅介護 			

	<p>事業所</p> <p>(20) 小規模有料老人ホーム</p> <p>(21) 小規模サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>(22) 小規模短期入所生活介護事業所</p> <p>(23) 小規模短期入所療養介護事業所</p> <p>(24) 生活支援ハウス</p>			
<p>2方向から出入りできる家族面会室の整備に係る事業</p>	<p>(1) 大規模特別養護老人ホーム</p> <p>(2) 大規模介護老人保健施設</p> <p>(3) 大規模介護医療院</p> <p>(4) 大規模介護療養型医療施設</p> <p>(5) 大規模養護老人ホーム</p> <p>(6) 大規模軽費老人ホーム</p> <p>(7) 大規模有料老人ホーム</p> <p>(8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>(9) 大規模短期入所生活介護事業所</p> <p>(10) 大規模短期入所療養介護事業所</p> <p>(11) 地域密着型特別養護老人ホーム</p> <p>(12) 小規模介護老人保健施設</p> <p>(13) 小規模介護医療院</p> <p>(14) 小規模介護療養型医療施設</p> <p>(15) 小規模養護老人ホーム</p> <p>(16) 小規模軽費老人ホーム</p> <p>(17) 認知症高齢者グループホーム</p> <p>(18) 小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(19) 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(20) 小規模有料老人ホーム</p> <p>(21) 小規模サービス付き高齢者向</p>			

け住宅			
(22) 小規模短期入所生活介護事業 所			
(23) 小規模短期入所療養介護事業 所			
(24) 生活支援ハウス			

様式第1号中「氏 名 ㊸」を「氏 名」に、「氏 名 ㊹」を「氏 名」に改め、同様式に次のように加える。

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人（カナ）

（注） 個人以外のものにあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第2号中「換気設備設置」の次に「、ゾーニング環境等整備」を加える。

様式第7号中「氏 名 ㊸」を「氏 名」に、「氏 名 ㊹」を「氏 名」に改め、同様式に次のように加える。

（注） 個人以外のものにあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第8号中「氏 名 ㊸」を「氏 名」に、「氏 名 ㊹」を「氏 名」に改め、同様式に次のように加える。

（注） 個人以外のものにあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第9号中「氏 名 ㊸」を「氏 名」に、「氏 名 ㊹」を「氏 名」に改め、「口座振替先金融機関名」及び「口座種別 No.」を削り、同様式に次のように加える。

（注） 個人以外のものにあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第10号中「氏 名 ㊟」を「氏 名」に、「氏 名 ㊟」を「氏 名」に
改め、同様式に次のように加える。

(注) 個人以外のものにあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

附 則

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱の規定により交付の決定があつた補助金については、なお従前の例による。